



# ふくしま

2017・No. 82



## 春号



# くらしの情報

### 知事ごあいさつ

近年、高齢化や高度情報化など、消費者をとりまく環境は大きく変化し、消費者被害は多様化・深刻化しております。

このため、県では、県民の皆様が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費生活の相談体制の充実や、福島県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進、なりすまし詐欺防止啓発など様々な取組を行っております。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の取組として、放射能物質検査機器を配備し、県民の皆様が身近なところで自家消費野菜等の検査ができる環境を整えるとともに、食と放射能に関する説明会やシンポジウムを開催しているところであります。

さらに、首都圏等の消費者を本県に招いて、生産・流通現場における本県の取組を紹介する首都圏等消費者交流事業や、本県の農林水産の関係者の皆さん自らが講師となって県外に出向いて放射性物質低減の取組や検査の状況等を説明・紹介する「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業等を通じて、風評の払拭に資する取組も展開しているところであります。

今後とも引き続き、消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄

### なりすまし詐欺被害等の認知状況



※福島県警察本部生活安全企画課発表

(単位：件、万円)

	平成28年		平成27年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	101	30,831	163	45,801	-62	-14,970
オレオレ詐欺	35	11,136	91	22,389	-56	-11,253
架空請求詐欺	28	14,239	48	17,923	-20	-3,684
融資保証金詐欺	6	542	4	841	+2	-299
還付金等詐欺	28	2,265	10	1,548	+18	+717
その他	4	2,649	10	3,100	-6	-451

平成28年中のなりすまし詐欺等の認知状況は被害件数101件、被害総額3億831万円でした。市町村職員や金融機関を装ってお金をだまし取る、還付金等詐欺の被害が増加しています。

電話で『還付金』『ATM』と言われたら詐欺を疑ってください。

**あやしい電話は家族に確認を！！**



## = 最近の相談事例 =



### ● 布団リフォームの訪問販売 ●

「布団カバーをプレゼントします」と訪ねて来た業者に布団を見せると、「打ち直しが必要だ」などと言って強引に布団のリフォーム契約をさせられました。金額も高額で、解約したいです。どうすればいいのでしょうか？

#### ◆訪問販売は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフが可能です。

業者の勧誘方法に問題があった場合は、契約を取消すこともできます。

◆布団のリフォーム契約を勧める訪問販売の相談が急増しています。**必要のないものはきっぱりと断り、業者を安易に家に入れないようにしましょう。**

◆高齢者が狙われやすいので、周囲の人は日頃から注意を払いましょう。



### ● SMSを使った架空請求 ●

スマートフォンに「有料動画の未納料金があります。本日中にお支払いいただけない場合、強制執行します」というSMS（電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス）が届きました。身に覚えがないのですが、支払わなければならないのでしょうか？

◆**不当請求に対して支払う必要はありません。**請求は無視してください。

◆電話番号を使ったメッセージなので、数字をランダムに組合せ、不特定多数の人に送信していると思われます。

◆こちらからは絶対に連絡を取らず、受信拒否設定をするなどして対処してください。

### ● 新聞勧誘 ●

自宅に新聞の勧誘員が訪ねて来ました。別な新聞を取っているので断りましたが、景品をたくさん置いてしつこく勧誘され、仕方なく契約しました。後日解約を申し出ましたが、「契約期間満了まで解約できない」と言われ、納得できません。

◆クーリング・オフ期間を過ぎてしまうと、業者が承諾しない限り一方的な解約は困難になります。**購読の意思がないときはきっぱり断ることが大切です。**

◆契約する際は契約内容を十分確認し、長期間の契約は避けるようにしましょう。

### ● 点検商法 ●

「下水管を無料で点検します」という業者が訪問してきました。点検後



「このままだと配水管がつまるので、洗浄した方がいいですよ」と言われ、不安になって契約してしまいました。自分一人の判断で契約したことを後悔しています。

◆「無料（または安い料金）で点検します」という業者に注意しましょう。嘘の説明で不安をあり、高額な工事や商品を勧められることがあります。**その場で契約せず、家族に相談し、複数の業者から見積りを取りましょう。**

◆契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取消しができることがあります。

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。  
福島県消費生活センター ☎024-521-0999

【相談受付】月～金曜日 午前9時～午後6時30分（来所による相談は午後5時まで）  
第4日曜日 午前9時～午後4時30分（電話相談のみ）



## 子どもの事故にご注意！



### 子どもの足が自転車の車輪に巻き込まれた！

幼児座席や荷台に乗った幼児の足が、自転車の車輪に巻き込まれる事故が発生しています。必ず子どもの年齢に合った幼児座席を使用し、幼児座席に破損や変形がないか確認しましょう。

### 公園の遊具から落ち、骨折の大けが！



遊具の正しい使い方を守りましょう。また、フードのある服を着ない、水筒を持たないなど、引っかからないよう服装や持ち物にも注意してください。遊具の不具合や破損を見つけたら、使用せず管理者に連絡をしましょう。

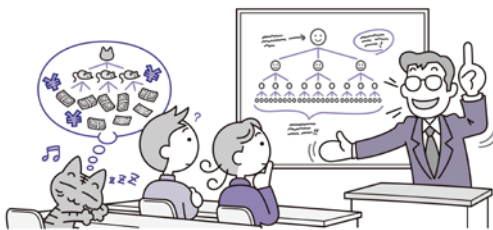
### たばこを誤飲してしまった！

たばこの誤飲事故が多発しています。たばこに含まれるニコチンは猛毒ですので、たばこや灰皿を子どもの手の届くところに置かないようにしましょう。

万が一飲んでしまった場合はすぐに吐き出させ、医療機関を受診してください。



## ⚠ ネットワークビジネスに関する相談が急増しています ⚠



- ◆ネットワークビジネス（マルチ商法）とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージン（利益）が入るネズミ講式の取引形態です。
- ◆説明されるほど利益が上がらない場合がほとんどで、周囲の信頼関係を壊す恐れがあるなど、問題の多い商法です。
- ◆親しい友人からの誘いであっても、安易に加入しないよう注意しましょう。

## 出前講座のご案内♪

無料で講師を派遣します。学校の授業、社内研修、セミナーなどの際にぜひご利用ください。

### ★福島県消費生活センター

- [テーマ] 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
- [派遣先] 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- [講師] 県消費生活センター職員
- [申込先] 県消費生活センター（消費生活課）電話 024-521-7736  
(最寄り駅までの送迎をお願いする場合があります。)

詳しくは

福島県消費者教育

検索



### ★福島県金融広報委員会

- [テーマ] 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題など
- [派遣先] 各種学習会、大学など
- [講師] 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- [申込先] 福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）  
電話 024-521-6355



## ★都市ガスの小売自由化が始まります★

平成 29 年 4 月 1 日より、ガス（都市ガス・簡易ガス）の小売全面自由化が始まります。家庭でもガスの契約先を選べるようになりますが、以下の点に注意しましょう。

- \*LPガスの販売事業は自由化の対象ではありません。
- \*ガス会社や代理店を騙って個人情報を聞き出す、不審な電話に注意してください。
- \*契約する場合、事業者または代理店が国の登録を受けているか確認しましょう。
- \*料金の算定方法や解約料について十分説明を受け、納得してから契約しましょう。



## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、県消費生活センターでは



【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】

を定期的実施しています。また、県中地方振興局、県南地方振興局、会津地方振興局では弁護士による無料法律相談を実施しています。相談の日時や方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

**県消費生活センター 024-521-0999 福島市中町8-2自治会館1階**



## ◆◆◆自家消費野菜等の放射能検査について◆◆◆

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

**県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397**

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館）1階

受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後0時

午後1時～午後5時 ※電話予約制

- 各市町村での放射能検査については、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
- 県消費生活センターでは、非破壊式測定器による食品等の放射能検査を実施しています。  
※従来の機器での測定も可能ですが、非破壊式測定器では細かく切り刻む手間がなく、検査した食品を料理に使うことが可能です。
- 検査対象品目は「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜等の栽培土壌」です。
- 販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- 検査は1回につき2食品までです。また、検査は無料です。
- 野生の山菜等については、基準値を超える放射性物質が検出される場合がありますので、必ず放射能を検査し、安全を確認してから食べましょう。



～詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください～